

○花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年 9 月14日 条例第34号

改正

平成28年 6 月23日 条例第29号

平成29年12月 7 日 条例第24号

平成30年 9 月 6 日 条例第33号

令和 5 年 6 月22日 条例第25号

令和 6 年 3 月 7 日 条例第 4 号

花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月6日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年6月22日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱（平成18年花巻市告示第371号）による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年花巻市告示第21号）による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱（平成18年花巻市告示第22号）による高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成18年花巻市告示第62号）による介護保険利用者負担軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例（平成23年花巻市条例第28号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例（平成18年花巻市条例第88号）による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定

	めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則（平成18年花巻市規則第93号）による寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による小学生の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による中学生、高校生等の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2 市長	花巻市老人等日常生活用	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	具給付等事業実施要綱による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱による介護保険利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市子ども、妊産婦、	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
8 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則による寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による小学生の保護者に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
12 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	花巻市子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例による中学生、高校生等の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報（15の項において「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 乳幼児等医療費の給付に関する情報（15の項において「乳幼児等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
15 市長	生活に困窮する外国人を	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による

	対象として生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (5) 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支
--	---	---

		給に関する情報であって規則で定めるもの (11) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (14) 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの (15) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (16) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金給付金等に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---